

ヒルフェ通信(10月号)

❀ そっと寄り添いやさしくサポート ❀

「公益社団法人成年後見支援センターヒルフェ」は高齢者、精神障がい者、知的障がい者等の権利の擁護及び福祉の増進に寄与することを目的として、東京府行政書士会が設立した法人です。



◆東京家庭裁判所後見センター 訪問報告

令和5年9月4日(月)に東京家庭裁判所後見センターを、理事長他3名にて訪問致しました。まず、理事長から本日の趣旨を話す中で、本法人の会員の後見業務の取組や更新研修等を通じての継続的な研鑽をしていること、東京各地域に33地区制を採用し、常日頃から地域の方々に寄り添って活動をしていることなどから、被後見人等に寄り添った意思決定支援を行っていることとお話して頂きました。次にヒルフェ会員の受任件数報告及び事業報告をし、ヒルフェ名簿登載会員の名簿を提出致しました。

また、令和5年3月に総務省から発出された、「行政書士が業として財産管理業務及び成年後見人等業務を行うことについて」に関する通知について説明・提出をさせて頂き、裁判所のご理解をお願いしました。

その後、質疑応答となり本法人の事業説明を通じて、本法人の公益的活動(市民のための相談機能、広報活動、監督機能等)や法人後見の取組み、地区活動を説明させて頂き、ご理解を頂きました。

総務省の通知や、広報等の公益活動、法人後見、東京家庭裁判所立川支部での対応状況などについて裁判所からの質問などもあり、予定した時間を延長してしまいましたが、内容のある有意義な訪問となりました。

今後も、東京都から認可を受けている公益法人として、市民への継続した支援を行い区市町村等からの要請に対応していくため、裁判所などの関係機関や関係団体との連携を強化し、その責務を果たして参りたいと存じます。

(常任理事 齊藤志郎)



◆東京家庭裁判所より後見センターレポートVol.29が追加されました

令和5年8月15日に後見センターレポートVol.29が追加されております。

内容は、後見等開始の申立て後に行われる鑑定や本人調査について、どのような場合に行われるかを、「後見等開始のために鑑定が必要な場合」及び「後見等開始の審判前に本人調査を行う場合」として、それぞれ具体例を紹介しております。

また、令和5年9月15日付にて、郵便料金の改定に伴い、一部の申立てについて、申立時に裁判所に提出する郵便切手の金額が変更されました。

詳しくは後見サイトをご確認ください。

<https://www.courts.go.jp/tokyo-f/saiban/kokensite/index.html>

◆社団基礎研修が始まりました

令和5年9月7日、40名の18期生を迎え、令和5年度社団基礎研修が、開始されました。

昨年より、第1回は、ヒルフェをより知っていただくため、理事長はじめ各部の担当理事が登壇し、あらためてヒルフェの概要や最近の活動状況、定款や規則、また各部の事業内容などを紹介しております。これから12月まで、2限(4時間)×7回そして1月の効果測定1限(2時間)を含め30時間の研修となります。

今年の社団基礎研修は、リノベーション終了後の新しい会館にて開催できることとなりました。受講環境は良くなったと思いますが、研修部といたしましては、機材や操作方法も変り、勉強会などを開催して取り組んでおります。慣れぬ操作でご迷惑をおかけすることもあるかもしれませんが、長丁場の研修をできるだけ良い環境の下で受講いただき、一人でも多くの仲間が増えるよう、研修部もチャレンジしてまいります。

(研修部 高山久美子)